

平成30年11月20日

事業主各位

鹿児島県職業能力開発協会

「かごしまジョブ・トライアル推進事業」に係るインターンシップ
体験者受入事業所の募集について（案内）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記事業は、人手不足分野(建築・土木、介護・福祉、IT関係等)への就職促進及び雇用のミスマッチの緩和を図ることを目的に、概ね44歳以下の求職者(新規学卒者を除く)を対象とした短期インターンシップ(職場体験)を実施するもので、本年度から新たに鹿児島県が実施するものです。

当協会では、この事業を受託し、今回、インターンシップ体験希望者を受入れていただく事業所を募集することになりました。

求職者にとって、求人へ応募することは、不安からなかなか踏み出せないものです。このインターンシップ体験により、志望する業界や事業所、仕事の内容を知ることで、不安が解消され就職促進につながります。

更には、事業所の認知度向上、職場の活性化、雇用のミスマッチ縮小など、様々なメリットもあります。

つきましては、下記の関係書類を御高覧の上、受入を前向きに御検討くださいますようお願い申し上げます。

不明な点がございましたら、担当者までお気軽にお問合せください。

記

- 1 実施要領
 - 2 参加募集のご案内（事業所用）
 - 3 参加申込書
 - 4 リーフレット
 - 5 実施事務の流れ
 - 6 短期インターンシップ（職場体験）のイメージ
- ※ 参加申込書（EXCELデータ）が必要な方は、E-Mailで御請求ください。

お問合せ先

キャッチワークかごしま 担当 西

TEL (099) 216-9001

E-Mail:cwork452@c-work-kagoshima.jp

平成30年度 かごしまジョブ・トライアル推進事業 実施要領

1 目的

若年求職者を対象に、県内の人手不足分野での短期インターンシップ(職場体験)を通じ、同分野における就職促進と雇用のミスマッチの緩和を図り、県内企業の人材確保に資する。

2 事業主体

受託者：鹿児島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）

3 事業実施期間

平成30年7月～平成31年3月

4 参加対象者

県内で就職を希望する概ね44歳以下の若年求職者（ただし、新規学卒者を除く）

5 事業内容

県内の人手不足分野（建築・土木、介護・福祉、IT関係等）において、短期インターンシップ（職場体験）を実施する。

6 実施方法

- 事務局を「キャッチワークかごしま」（鹿児島市東千石町1番 38号鹿児島商工会議所ビル3階）に置く。
- インターンシップ体験への参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、「インターンシップ体験申込書」を事務局へ提出する（持参・メール・FAX）。
- インターンシップ受入を希望する事業所（以下「受入事業所」という。）は、「インターンシップ参加申込書」を事務局へ提出する。
- 事務局は、参加者と受入事業所を登録し、マッチングを行う。
- インターンシップ体験実施日は、参加者と受入事業所の両者が合意した日とする（最長10日間）。
- 受入事業所は、インターンシップ体験期間中の参加者に対する指導責任者を任命する。
- 1日のインターンシップ体験時間は4時間未満とし、内容は、業務内容の説明、事業所内見学を主としたものとする。
- 受入事業所は、インターンシップ体験終了後15日以内に、「インターンシップ終了届」を事務局へ提出する（持参・メール・FAX）。
- 事務局は、インターンシップ体験終了後、参加者及び受入事業所に対してアンケート調査を実施する。

7 受入事業所要件

- 県内にインターンシップ体験ができる事業所があること。
- 指導責任者の任命等、インターンシップ受入体制を整備できること。
- 各種法令等を遵守していること。
- 労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険の未手続事業所でないこと。
- 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- インターンシップ体験終了後、アンケートに協力できること。

8 参加料

受入事業所、参加者ともに無料

9 傷害保険への加入

インターンシップ体験期間中の事故に備え、事務局の負担により、参加者は傷害保険に加入する。

10 手当の支給

受入事業所：インターンシップ体験受入実績に基づき、受け入れた参加者1名につき、事務局から日額1,000円を支給する。

参 加 者：インターンシップ体験実績に基づき、事務局から日額1,000円を支給する。

平成30年度 かごしまジョブ・トライアル推進事業
参加募集のご案内 事業所用

1 実施方法

- ・ インターンシップ受入を希望する事業所（「受入事業所」といいます。）は、「インターンシップ参加申込書」を事務局（「キャッチワークかごしま」（鹿児島市東千石町1番38号鹿児島商工会議所ビル3階））へ提出してください（持参・メール・FAX可）。
- ・ インターンシップ体験実施日は、受入事業所とインターンシップ参加希望者（「参加者」といいます。）の希望を聞いて調整します（最長10日間）。
- ・ 受入事業所は、インターンシップ体験期間中は参加者のための指導責任者を任命してください。
- ・ 1日のインターンシップ体験時間は4時間未満とし、内容は、業務内容の説明、施設内見学を主としたものとしてください。
- ・ 受入事業所は、インターンシップ体験終了後15日以内に、「インターンシップ終了届」を事務局へ提出してください（持参・メール・FAX可）。

2 受入事業所となるための要件

- ・ 県内にインターンシップを体験できる事業所があること。
- ・ 指導責任者の任命等、インターンシップ受入体制を整備できること。
- ・ 各種法令等を遵守していること。
- ・ 労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険の未手続事務所でないこと。
- ・ 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- ・ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等ではないこと。
- ・ インターンシップ体験終了時のアンケート調査に協力できること。

3 参加料

無料

4 参加者の傷害保険加入

インターンシップ体験期間中の事故に備え、事務局の負担により、参加者は傷害保険に加入します。

5 手当の支給

インターンシップ体験受入実績に基づき、参加者1名につき、事務局から日額1,000円を支給します。

「建築・土木」、「介護・福祉」、「IT関係」等で仕事を探している方へ!

インターンシップ 体験募集!



アナタに合った会社を見つけよう!

「入社してみたら…イメージと違った」なんて経験はありませんか？
インターンシップでは、仕事内容の説明を受けたり、「仕事場の雰囲気」、「一緒に仕事をする仲間」などを実際に体験・体感できます。

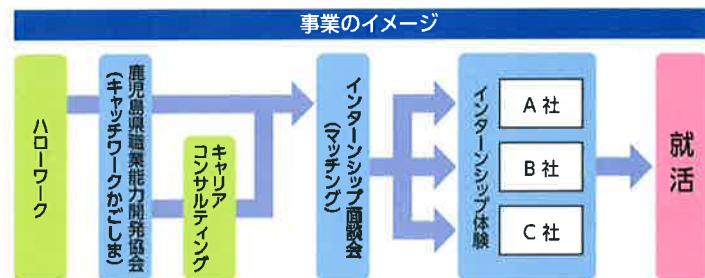
インターンシップ体験先は、面談の上、登録している事業所の中からマッチングのお手伝いをします。

対象者

- 県内で就職を希望する概ね44歳以下の若年求職者(新規学卒者を除く)

その他

- インターンシップ体験期間は、最長で10日間です。
- インターンシップ体験期間中は、日額1,000円の手当が支給されます。



インターンシップ体験を
希望される方

事前にインターンシップ体験申込書(裏面)を提出していただきます。

お問合わせ・お申込み

鹿児島県職業能力開発協会

[キャッチャーワークかごしま]

〒892-0842 鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル3F

受付時間 9:30~18:00

TEL:099-216-9001 FAX:099-223-0433
E-MAIL:cwork452@c-work-kagoshima.jp

(注)インターンシップ=就職ではありません。

インターンシップ体験先への就職を希望する場合は、ハローワークの紹介を経て、採用選考を受けてください。

かごしまジョブ・トライアル推進事業 インターンシップ体験申込書

平成 年 月 日

鹿児島県職業能力開発協会(キャッチワークかごしま) 行

FAX:099-223-0433 E-MAIL:cwork452@c-work-kagoshima.jp

申込書の送付は、FAX・電子メール・郵送、いずれでもかまいません。

必要事項にご記入下さい。また該当する□(箇所)に✓(チェック)を入れて下さい。

送付していただく申込書は、個人情報となりますので送付先に間違いがないよう十分注意して下さい。

フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男性 <input type="checkbox"/> ・ 女性 <input type="checkbox"/>
住所	〒		
T E L			
希望する分野	建築・土木 <input type="checkbox"/> ・ 介護・福祉 <input type="checkbox"/> ・ I T 関係 <input type="checkbox"/> ・ その他 <input type="checkbox"/>		
希望する 仕事内容			
自由意見欄			
受付日※	年 月 日	担当者※	受付番号※

(注1) 個人情報につきましては、本事業の範囲内に限り使用させて頂き、他の目的への流用、第3者への提供は致しません。
なお、本事業の範囲内には、インターンシップ登録事業所に提供することができます。

(注2) ※印欄には、記入しないで下さい。